

## 第1章 弘前市

### 第1節 青森地方・家庭裁判所弘前支部

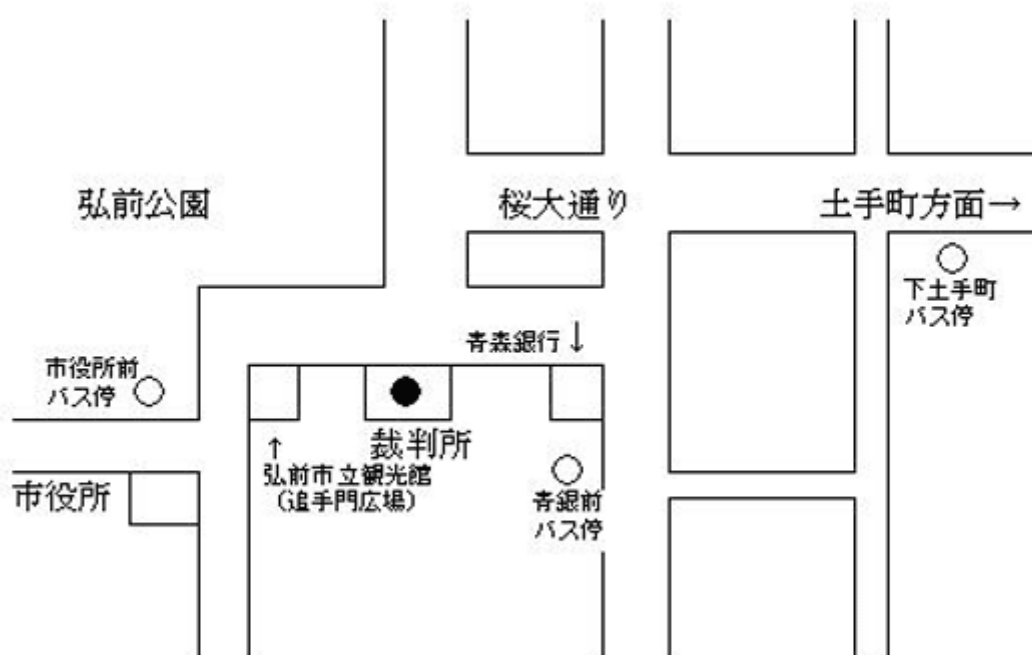
工藤 珠代

はじめに

2007年4月24日、青森地方・家庭裁判所弘前支部、弘前簡易裁判所を見学させていただけることになり、弘前市の司法調査のために私達裁判法ゼミナールで訪問しました。裁判官、裁判所書記官の方に質問し、お話を伺うことができたので、その質問と返答を項目毎にまとめ、以下のように記述していきます。

1. 裁判所の概要
2. 裁判官
3. 裁判所書記官
4. 裁判員制度
5. その他

裁判所弘前支部の所在地（HP「裁判所の所在地」より転載）



## 1. 裁判所の概要

### (1) 裁判所内部の様子

裁判所内は3階建てでした。

#### <1階>

玄関を入るとすぐに休憩スペースがあって、そこでは裁判に関するビデオを鑑賞することができます。この日は調停に関する内容でした。また、司法に関する様々なパンフレットが準備されており、誰でも自由に持っていくことができます。民事相談を行う窓口を内容毎に指定する案内掲示もすぐ目につく場所に置いてありました。この階には簡裁書記官室、家裁書記官室、調査官室、執行官室、競売物権閲覧室、交通事件待合室、1・2号調査室、売店などがあるそうです。

#### <2階>

主に法廷や待合室でした。この階には第1号法廷、第2号法廷、少年審判廷、家事審判廷審尋室、証人・鑑定人待合室、弁護士待合室、検察官待合室、申立人待合室があります。第1号法廷は最大37人（うち記者席10）が傍聴でき、裁判官は3人入ります。こちらが地方裁判所として裁判を行う場で、今岡・井出・増田裁判官が担当します。第2号法廷は第1号法廷よりも小さく、最大24人の傍聴席があり裁判官席は1つでした。こちらは簡易裁判所の役割を担い、芳村・土肥裁判官が担当します。少年審判廷は非公開で、部屋の中には机がコの字型に並べられています。家事審判廷兼審尋室は第5法廷を兼ねており、ラウンドテーブルを利用して、裁判官も当事者もリラックスして話をするができるようです。

ちなみに、傍聴をする際の注意として、服装を整えること、大きなモノ・危険なモノ・ビラ・プラカードを持ち込まないこと、撮影・録音の禁止、携帯電話・ポケベルの電源をOFFにしておくことが法廷入り口の横辺りに書かれていたので、気をつけなくてはなりません。申立人待合室にはベビーベッドが設置されており、1階に準備されていたパンフレットがここにも置かれていて、子連れの申立人や司法に触れる機会のない人への心配りが感じられました。検察官待合室は机1つずつ4つの小さい部屋で、弁護士待合室は大きな机に大きな机5つ、コピー機も設置されており、検察官待合室に比べてずいぶん立派な部屋という印象を受けました。

#### <3階>

第3・4号法廷があり、どちらもラウンドテーブルが設置されていました。他には、地裁書記官室、庶務課（庶務・会計）、検察審査会事務室がありました。新築した時に部屋の壁をガラス張りにして、一般の人が入室する際の入りづらさを解消したそうです。

### (2) 事件数

2006年度の青森地方裁判所弘前支部、青森家庭裁判所弘前支部、弘前簡易裁判所の各裁判事件数と種類別内訳は次のとおりです。

地方裁判所・・・<民事事件> 新受件数は約200件。事件数としては増加しました。  
過払い金返還訴訟が増え、他には貸し金、建物明け渡しに関する事件や不動産売却等の民事執行事件があります。景気が影響して

破産事件も多いです。

<刑事事件> 新受件数は約 170 件。事件数としては特に変化はありません。窃盗、道路交通法違反（初回は罰金ですむが繰り返すと懲役刑が科される）、業務上過失傷害が多く、たいてい容疑を認める事件です。薬物事件や外国人が関係する事件は少なめです。

家庭裁判所・・・家事事件は、甲類審判（紛争性が無い事件。成年後見申し立て、名前を変えたい等）と乙類審判（紛争性がある事件。遺産相続等）合わせて約 1700 件。

少年事件は約 470 件でやや減少しました。

簡易裁判所・・・過払い金返還訴訟が増えことや、60 万円以下の小額事件も扱えるようになったため、全体としての件数も増加しました。

### （3）構成

2007 年度の裁判官は地方・家庭裁判所が 3 人、簡易裁判所が 2 人の合計 5 人です。

その他の裁判所職員は事件部（書記官・事務官等）と事務局（庶務・総務）を合わせると全部で 46 人が在籍しています。

## 2. 裁判官

裁判官の方に直接お話を伺い、質問に答えていただきました。

### （1）仕事のスケジュールなど（勤務時間、週に何日裁判をするか、裁判のない日について）

登庁、帰宅時間に法的拘束はありません。大体の一般的勤務時間は 10 時～17 時です。この日お話をうかがった裁判官の場合は、9 時～9 時半の間には登庁して 10 時の法廷に臨むそうです。残務整理等で帰宅されるのは 19～20 時です。

\*弘前支部にはいないが、週に 1 度家で仕事をするという体系をとる人もいます。

刑事事件は火・木曜日、民事事件は水・金曜日に開廷されます。刑事事件は週に約 3、4 件の新件があるそうです。大抵は自白事件で、1 回で結審までいき、次回 5～10 日後に判決を言い渡します。五所川原まで出張することもあり、平均して週に 5、6 件の裁判を行います。

裁判のない日は判決を考えたり、書面調査等の事務をしたりしています。

### （2）職務への取り組み（裁判する時心に留めていること、仕事のモチベーションの上げ方）

裁判をするにあたって、当事者双方の言い分に十分耳を傾けること、十分に弁解の時間を与えること、一般人にもわかりやすいように審議を進めることを常に心に留めているそうです。

事件には、3 人で審理する合議事件と 1 人で扱う単独事件があります。初めは合議事件でベテランの裁判長等と合議をして様々な経験を積んだ上で単独事件を任せられますが、

基本的に刑事事件や重大、複雑な事件は合議事件にします。単独事件の場合は自分の決断が他人の人生を左右することになるのでプレッシャーが大きいそうです。難しい事件に対しても粘り強く一生懸命取り組んで、なるべく和解を試みます。できない時は判決を言い渡すこととなりますが、難しい事件ほど、説得が通じて解決できた時は達成感があり、その達成感のおかげで人を裁くという大変な仕事のモチベーションを維持できているとのことでした。

### (3) その他（仕事の報酬）

報酬とその金額は憲法で保障されています。この観点から見ると一般のサラリーマンと比較して安定しています。少し前に減額はされたものの、皆一律に減ったので特に言うことはないとのことでした。他には、休日当番手当はあるが、残業手当はないとおっしゃっていました。

## 3. 裁判所書記官

裁判所書記官の方に直接お話を伺い、質問に答えていただきました。

### (1) 志望動機と職務内容

志望動機は、裁判所書記官が、大学4年制、2年制、高等学校卒業の別によって等級が区別されることなく、個人の能力、意思があれば試験で等級が上げられるということ、努力すればその分目に見える形で成果がついてくることに魅力を感じたからだそうです。

職務内容は、裁判時は手続きを行う冒頭陳述等を控えること、それ以外では調書作成、記録保存等の対外的効力を発揮する公文書を作成することです。

### (2) 裁判官との連携

裁判官と書記官は共同体であり、判決を下す裁判官の補助のために書記官が調書判決を作成することがあります。ただしこの場合、書記官は法令と適用を理解していなければなりません。

## 4. 裁判員制度

裁判所書記官の方にお伺いしました。

### (1) 裁判員制度への見方（裁判員制度をどう思うか）

裁判官を選ぶ際の手続き、評議中の一般人への説明、伝え方の勉強等忙しくなることは目に見えています。しかし、今まで裁判の判決はベールに包まれていました。それが国民に開放されることとなります。全体的に厳罰化の傾向はありますが、裁判員の意見をもって国民意識を判決に反映できるというメリットがあります。

### (2) その他（裁判員制度の研修）

裁判員制度についての書記官の研修は、刑事事件が行われる大きな都市（青森県では青森市）等で始まっています。

## 5. その他

裁判官の方にお伺いしました。

（１）地域の司法過疎・弁護士過疎への対応（本人訴訟で当事者に配慮していることは何か、弁護士過疎で困っていることはあるか）

当事者本人が訴訟を起こした裁判では、わかりやすく、簡単な言葉で説明するよう心がけているそうです。本人訴訟の場合、一般人である原告は重要な証拠・主張点がわかりません。そんな相手に中立の立場である裁判所はどこまで教えてあげられるかを考えなければなりません。

確かに青森県は全国的に比べると弁護士の数は少ないのが現状です。しかし、協力的な弁護士が多く、日弁連がむつ・十和田等に弁護士を派遣してきました（ひまわり基金法律事務所（公設事務所））。実際に事件として困ることはそれほどありません。

（２）近時の風潮（最近の厳罰化の傾向、刑事裁判への被害者参加の方向性について）

被害者の意見を裁判所に出すという手続きは良いのではないかと思います。バランスを図ることが大事です。

おわりに

今回、裁判所を見学させていただき、お話を伺うことで、裁判所の皆さんがとても親しみやすく、設備の所々に一般の方への配慮がなされていることがわかりました。花見の荷物も快く預かっていただいたし、施設内部を勝手に歩き回る私達にも丁寧な対応をさせていただいて、私が考えていたよりも親切でした。全ての裁判所がこのようななら裁判員制度が始まってあまり臆することなく裁判所に向かう気持ちになれると思います。しかし、普段裁判所を利用することのない人にはこの親しみやすさもわからないでしょう。そのために市民講座や裁判員模擬裁判を行ったり、可愛いカラフルなパンフレットを配布したりと、裁判所で努力されている意味が改めてわかりました。

この日見学した刑事裁判は 5 分という短い時間で終わってしまいましたが、非常に反省した表情で法廷に現れた被告人をただ見ているだけの私でも胸が苦しくなり、このような人を裁く裁判官の重荷を感じました。数年後には裁判員となっているかもしれないと考えると、今から被告人への責任を感じてしまいます。また、5分で終わったのは弁護士側の準備ができていないからということでしたが、ひょっとしたらここで青森県の司法過疎の現実を目の当たりにしてしまったのかもしれないと思いました。

弘前支部の裁判所の皆様におかれましては、忙しい中、私達のために時間を割いていただき本当にありがとうございました。